

大和市監査委員告示第 6 号

令和 6 年 1 月 3 0 日付け大和市監査委員告示第 2 号をもって公表した市民経済部に対する監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知があったので、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 6 年 3 月 1 9 日

大和市監査委員 佐 藤 光 徳

大和市監査委員 古 木 邦 明

監査の結果	措置の内容
(市民課) 諸証明等手数料徴収に関する事務において、誤って調定がなされているものがあった。	速やかに調定取り消しを行いました。 なお、会計処理手続きについては、研修を行うとともに複数人による複数回の確認を確実にを行うことを徹底します。